

令和5年度（2023年度）働く世代からの認知症予防事業にかかる 啓発プロモーション業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1. 業務の目的

新型コロナウイルス感染症対策における自粛生活が長引いたことにより、認知症予防に有効な「運動」「社会交流」「コミュニケーション」等活発な精神活動が難しくなっていることから、認知症対策は喫緊の課題となっている。

また、保健医療の観点では、認知症予防について、予防可能な認知症の危険因子を改善することで、認知症の発症を遅らせたり進行を緩やかにすることが期待できるとの医学的知見が集積されていることから、本市では、今が認知症への関心を高める好機であるととらえている。

以上の背景をふまえ、本業務は、予防可能な危険因子が中年期（40～50代）の難聴や高血圧、肥満など、生活習慣病や生活行動に関わることであることから、市民特に働く世代（中年期40～50代）および若年層（20～30代）に向け、認知症危険因子など認知症にかかる正しい知識を知ってもらい、リスクを軽減できるよう生活改善の方法や認知症への理解を深めてもらうとともに、健康増進への意識を高め、生活習慣の改善など行動変容を促すための効果的な周知啓発を行うことを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 委託業務名：令和5年度（2023年度）働く世代からの認知症予防事業にかかる啓発プロモーション業務
- (2) 業務内容：別添「令和5年度（2023年度）働く世代からの認知症予防事業にかかる啓発プロモーション業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- (4) 予算額：委託料の上限額：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約束するものではありません。
- (5) 担当部局：健康医療部 コロナ健康支援課

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募日において、豊中市入札参加資格を有し、かつ「令和5・6・7年度の豊中市入札参加資格」の認定を受けていること。
- (3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64

- 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程

	第一次審査がある場合 (応募者が 5 者以上の場合)	第一次審査がない場合 (応募者が 5 者未満の場合)
実施要領の公表	4 月 11 日 (火)	
質問事項の締切 (電子メール)	4 月 17 日 (月) 午後 5 時まで (必着)	
質問事項への回答 (市ホームページで公表)	4 月 21 日 (金)	
企画提案書の提出期限	4 月 28 日 (金) 午後 5 時まで (必着)	
第一次審査結果の通知予定日	5 月 10 日 (水)	5 月 1 日 (月)

第二次審査 (プレゼンテーションによる審査)	5月19日(金)
第二次審査結果の通知予定日	5月25日(木)
委託契約の締結予定日	5月末

※いずれも、令和5年(2023年)。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

5. 応募に必要な書類

		留意事項等	様式等
1	参加表明書	●社印および代表者印を押印ください。	様式1
2	提案者の概要	●「従業員(人)」は企画提案書提出時の現員を記入してください。 ●「業務内容」は代表的な業務分野を記入してください。 ●「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入してください。 (別紙での提出も可能とします)また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示してください。	様式2
3	提案者の業務実績	●平成30年度(2018年度)以降に受注したプロモーション業務の実績を記入してください。	様式3
4	統括責任者及び担当者の業務実績	●「従事分野の経歴等」は本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記入してください。 ●「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成30年度(2018年度)以降に担当したプロモーション業務等のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野(総括、企画など)を記入してください(複数記入可)。	様式4
5	業務執行体制調書	●本業務の実施にあたってチームで取組む体制及び特徴を記入してください。 ●役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入してください。 ●主な勤務場所は都道府県名を記入してください。 ●様式5のレイアウトは適宜に変更することを可能とします。	様式5
6	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書	●公募日：令和5年(2023年)4月7日(金) ●該当の有無を記入すること。 ●措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しを添付してください。	様式6

7	企画提案書	<p>●企画提案書の用紙サイズは A4 判とし、以下の①②③④の内容を必ず記載してください。</p> <p>●企画提案事項については、簡潔かつ明瞭に記載してください。</p> <p>●詳細は別添「仕様書」「啓発プロモーション参考資料」をご確認ください。</p> <p>①啓発動画の制作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5分バージョン：認知症危険因子の正しい知識の習得および改善予防策等の啓発 ・15秒バージョン：上記を要約し、15秒にしたもの <p>●動画の制作イメージをご提案ください。（絵コンテ、文章等がかまいません。）</p> <p>②パンフレット・ポスターのデザイン</p> <p>【パンフレット】：A4 サイズ（A3 二つ折り）で4ページ相当の情報量を想定</p> <p>●パンフレット全体の構成イメージをご提案ください。</p> <p>【ポスター】：カラー、B2 サイズを想定</p> <p>●ポスターのデザインイメージをご提案ください。</p> <p>③ノベルティの制作（制作の目安：2,000 個以上）</p> <p>●ノベルティの制作イメージをご提案ください。（複数種類可）</p> <p>④その他プロモーション</p> <p>●活用する手法・媒体、そのねらい等をご提案ください。</p>	様式自由
8	業務計画予定書	<p>●作業項目ごとに実施時期を実線で記載してください。</p> <p>●用紙1枚に収まるように記載してください。</p>	様式自由
9	見積書	<p>●社印および代表者印を押印ください。</p> <p>●サイズは A4 判で作成してください。</p> <p>●件名：令和5年度（2023年度）働く世代からの認知症予防事業にかかる啓発プロモーション業務見積書</p> <p>●見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記してください。</p> <p>●内訳書を添付してください。</p>	様式自由

6. 応募書類の提出

(1) 提出部数・形式

- ①「5. 応募に必要な書類」の1～9各1部（紙媒体・A4判縦型・左端綴）
- ②「5. 応募に必要な書類」の7（企画提案書）のデータ（CD-R等メディアまたはメール）

（注）①：参加表明書（様式1）及び見積書（様式3）は社印及び代表者印を押印してください。応募書類一式をファイル等で綴じずにクリップ等で止めて提

出してください。

- ②：データ内にある提案者名（社印・代表者印・個人名含む）が見えないようにして提出してください。

- (2) 提出先（事務局）：〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1
豊中市役所 健康医療部 コロナ健康支援課 健康支援係（豊中市保健所 2 階）
TEL:06-6152-7381
- (3) 提出方法：持参又は郵送 ※持参の場合：月～金曜日 午前 9 時から午後 5 時
- (4) 提出期限：令和 5 年（2023 年）4 月 28 日（金）午後 5 時（必着）

7. 応募書類の取り扱い

- (1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めません。
- (2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (3) 提出された応募書類等は返却しません。
- (4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とします。
- (5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認してください。

TEL：06-6152-7381

メール：kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp

8. 質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式 7）をメールで事務局あてに提出してください。

・提出先アドレス：kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp

・提出期限：令和 5 年（2023 年）4 月 17 日（月）午後 5 時（必着）

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和 5 年（2023 年）4 月 21 日（金）

に、市のホームページに掲載し、個別には回答いたしません。なお、電話等メール以外の方法で質問は受けません。

9. 選定方法

- (1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考します。

〈1〉第一次審査

①応募事業者が 5 者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位 4 者により第二次審査を行います。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和 5 年（2023 年）5 月 1 日（月）に全応募者あてに通知します。

②第一次審査通過者には、その旨と第二次審査（プレゼンテーション）の案内、その

他の応募者には選考外となった旨を令和5年（2023年）5月10日（水）に通知します。

〈2〉第二次審査

①第二次審査は、プレゼンテーションでの審査を行います。提案者のプレゼンテーションののち、企画提案書及び提出書類等について質疑応答を行います。審査の結果、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とします。ただし、合計得点の最も多い提案者が複数であった場合は、審査委員の多数決によって第一優先交渉権者を決定します。

(2) 審査項目

審査項目	配分点数	審査ポイント
①業務実績・体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の業務実績（提案者の同種業務の実績） ・業務の体制（業務に従事する担当者の数） ・責任者・担当者の業務経歴及び保持資格、専任性（総括責任者および主たる担当者の業務経歴等）
②啓発動画の制作	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・【啓発】認知症危険因子など、認知症にかかる正しい知識をもってもらえるものとなっているか。また、リスクを軽減させる生活改善の方法や認知症への理解を深めたものとなっているか。また、健康増進への意識を高め、生活習慣の改善など行動変容を促すためのものとなっているか。 ・【効果】働く世代（中年期40～50代）および若年層（20～30代）の興味関心を持たせる内容や周知方法か。 ・【効果】構成が見やすく、内容が容易に理解できるものとなっているか。また、インパクトのあるタイトルやストーリー性があるものか。 ・【効果】イラストレーション、マンガ、人物を介しての撮影、アニメーション等様々な手法を駆使した魅力あるものか。
③パンフレット・ポスターのデザイン	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・【啓発】認知症危険因子など、認知症にかかる正しい知識をもってもらえるものとなっているか。また、リスクを軽減させる生活改善の方法や認知症への理解を深めたものとなっているか。また、健康増進への意識を高め、生活習慣の改善など行動変容を促すためのものとなっているか。 ・【効果】市民、特に働く世代（中年期40～50代）および若年層（20～30代）の興味関心を持たせ

		<p>る内容か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【効果】構成が見やすく、内容が容易に理解できるものとなっているか。また、インパクトのあるタイトルやストーリー性があるものか。 ・【効果】イラストレーション、マンガ、人物を介しての撮影等様々な手法を駆使した魅力あるものとなっているか
④ノベルティの制作	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・【啓発】認知症危険因子など、認知症にかかる正しい知識をもってもらえるものとなっているか。また、リスクを軽減させる生活改善の方法や認知症への理解を深めたものとなっているか。また、健康増進への意識を高め、生活習慣の改善など行動変容を促すためのものとなっているか。 ・【効果】市民、特に働く世代（中年期40～50代）および若年層（20～30代）の興味関心を持たせる内容か。 ・【効果】イベント等に参加したくなる呼び水として効果を持つものか。 ・【効果】企画提案者の強みを生かしたオリジナリティあふれるものか。
⑤その他プロモーション	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・【啓発】認知症危険因子など、認知症にかかる正しい知識をもってもらえるものとなっているか。また、リスクを軽減させる生活改善の方法や認知症への理解を深めたものとなっているか。また、健康増進への意識を高め、生活習慣の改善など行動変容を促すためのものとなっているか。 ・【効果】市民、特に働く世代（中年期40～50代）および若年層（20～30代）の興味関心を持たせるものとなっているか。 ・【効果】企画提案者の強みを生かしたオリジナリティあふれるものか。 ・【効果】①～③の成果物を最大限に活用したのものとなっているか。
⑥見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・経済性及び金額の妥当性
⑦処分歴等	マイナス 評点	<ul style="list-style-type: none"> ・公募日から過去3年以内の処分歴等

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和 5 年（2023 年）5 月 25 日（木）にメールと郵便にて通知します。
なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表します。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

11. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和 5 年（2023 年）5 月末の契約締結を目途に、市と契約手続を行う。
なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該

当する場合は除く)。

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する場合があります。
- (3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することができません。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知することとします。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けません。

1 3. 応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 4-11-1

豊中市役所 健康医療部 コロナ健康支援課 健康支援係（豊中市保健所 2階）

TEL：06-6152-7381

メール：kenkoushien@city.toyonaka.osaka.jp